

11月・12月は税の滞納整理強化月間です

税金の納め忘れはありませんか？

税金は、公共サービスや公共事業の貴重な財源です。税金を滞納すると、私たちが安心して暮らせるまちづくりなどに支障を来すほか、納税している方との公平性も欠きます。

県内全市町と県が連携して、市税の収納率の向上に取り組んでいます。特に、11月・12月を「税の滞納整理強化月間」と定め、税の徴収強化に取り組みます。

管理納税課
☎995-1811



滞納は公共サービスの提供に支障を来します

納められた税金は、教育や福祉、公共施設の整備など、市民の皆さんが安心して暮らせる環境づくりに使われます。税金を滞納すると、市の財政を圧迫し、公共サービスの提供に支障を来すことがあります。また、納期限内に納付している多くの方との公平性も欠きます。

便利な口座振替やコンビニ納付をご利用ください

納付は、金融機関窓口やコンビニエンスストアでお願いします。

口座振替／市では確実・便利な口座振替による納付を勧めています。ご希望の方は、市内指定金融機関で手続きしてください。

コンビニ納付／納期限内であれば、24時間365日納めることができます。ただし、30万円を超える納付書はご利用できません。

平成26年度市税収入状況 (単位：千円)

	調定額	収入額	収入未済額
現年課税分	11,562,749	11,461,599	101,103
滞納繰越分	324,779	100,322	194,530
合計	11,887,528	11,561,921	295,633

※市税（一般会計分）▶市民税（個人・法人）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市たばこ税

税金は納期限内に納付を！

税金は納期限までに納めましょう。納期限内に納付されない場合には、本来の税額に加え、法律の定める額の延滞金を合わせて納付することになります。納期限までに納付されない税金が少額でも、滞納処分の対象になります。

11月、12月は滞納整理強化月間

県内全市町と県が協力して、市税の収納率の向上に取り組んでいます。特に、11月、12月を滞納整理強化月間として、県下一斉に滞納処分の強化を図ります。市でも皆さんに広報活動などを通して、納期限内納付を呼びかけます。

納税に困ったら早めに相談を！

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情で市税の納付が困難なときには、早めにご相談ください。電話での相談も受け付けています。日中に納税相談ができない方のために、夜間納税相談を実施しています。

●夜間納税相談

毎月第1・3水曜日 19時まで（祝日、年末年始を除く）

●税の滞納整理強化月間中の夜間納税相談

11月の実施日／11月4日、18日～20日

12月の実施日／12月2日、16日

税金を滞納すると財産が差し押さえられます

税金を納期限までに納めなかった場合、滞納者の意思に関係なく延滞金がかかります。また、市では事情なく納付しない滞納者に対して、財産の差し押さえなどの滞納処分を徹底して行っています。差し押さえる対象は、給与、預金、生命保険、不動産、自動車、電化製品、貴金属などの多岐にわたります。差し押さえる処分を受けると、その対象となった預金の引き出し、不動産の売却などが困難になります。



平成 26 年度滞納処分状況

差押物件	差押件数
動産・不動産	2
給与・年金	41
預貯金	408
保険	125
その他	35
合計	611

県と市が一体となった滞納者の徴収対策

静岡地方税滞納整理機構は、地方税の徴収が難しい滞納案件を、市町と県が連携して専門的に処理する機関です。弁護士と協力しながら、財産調査と滞納処分を迅速かつ確実にを行います。市でも、滞納額が高額な

滞納処分の流れ

納税通知書の発送

納税通知書と納付書を発送します。税金ごとに発送日や納期限が異なります。



納税の督促

納期限が過ぎても納付されない場合には、督促状を発送します。督促状の発送から10日経過時に納付や連絡がないときは、差し押さえるの対象になります。



財産調査

滞納者が所有している財産を調査します。搜索（滞納者の住居などで財産を発見するために行う強制的な立ち入り）も行います。



財産の差し押さえ

給与、預金、生命保険、不動産などを差し押さえます。



滞納市税に充当

差し押さえた財産は、取り立てや公売により換価（換金）します。換価して得た代金は、滞納市税に充当します。

案件や対応が困難なものなどの処理を、静岡地方税滞納整理機構に移管し、成果を上げています。

また、今年度は、一部案件を県へ移管して対応します。これは県が直接、市県民税の滞納者に対して、徴収または滞納処分を行うものです。

